# 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令について（概要）

## １．改正の概要

○　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「法」という。）第４条第１項に規定する給付基準額の金額については、同条第２項の規定により、「自動物価スライド」による改定を行うこととされており、その具体的な改定の措置は、同条第３項の規定により、政令で定めることとされている。

○　本政令は、自動物価スライドによる改定後の令和８（2026）年４月以降の月分の給付基準額を定めるため、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号。以下「令」という。）第４条の２を改正するものである。

○　具体的には、令和７（2025）年の物価指数※（年平均の全国消費者物価指数）111.9 は、基準となる令和６（2024）年の物価指数 108.5 と比較して 3.2％上昇したことから、給付基準額について、3.2％の引上げを行う。

※　物価指数は、令和２（2020）年平均を 100 とした物価指数。

| | 令和７年度の給付基準額 | 令和８年度の給付基準額 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 年金生活者支援給付金（※令第４条の２） | 5,450 円 | 5,620 円 | ＋170 円 |

## ２．根拠規定

法第４条第３項

## ３．施行期日等

公布日　：令和８年３月 25 日
施行期日：令和８年４月１日